

令和8年度「奈良公園ぐるっとバス」等警備業務委託 仕様書

1. 業務の目的及び対象場所

(1) 業務の目的

本業務は、大仏殿前駐車場出入口等における車両及び歩行者の安全誘導等、観光客等の安全を確保するもの。

(2) 業務の対象場所

〈奈良公園内〉

①大仏殿前駐車場出入口付近

②氷室神社付近の横断歩道

③遊撃

(別紙1) 位置図参照

2. 一般的事項

(1) 本業務は、令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)まで実施する。

(2) 警備員(業務に従事する者)の制服、無線機及び誘導灯等の備品、消耗品(腕章を含む)、看板に関する費用一切は受注者の負担とする。

(3) 従事者の労務管理に関する費用一切は受注者の負担とする。

(4) 受注者は警備業務実施時に、以下の過失賠償責任保険に加入すること。

ア 対人賠償額として1事故につき、4億円以上

イ 対物賠償額として1事故につき、1億円以上

3. 業務の基本的事項

(1) 受注者は、本業務の連絡窓口となる担当者を1名定め、氏名を発注者に連絡すること。

(2) 受注者は、配置する警備員の氏名、年齢、資格、実務経験等を書面(配置警備員登録名簿)により届け出ること。警備員を変更する場合は、その都度変更届を提出すること。

(3) 受注者は、(2)で届け出た警備員の中から警備責任者を1名以上選任すること。また、大仏殿前駐車場出入口には、警備責任者を常に配置すること。

(4) 警備員は、警備業法(昭和47年法律第117号)第14条の規定を遵守し、心身共に健康で体力的に頑強で機敏な行動が可能な者で、原則として業務期間を通じて同一者を配置するものとする。

(5) 警備員は、業務上知り得た秘密、情報について、退職後も他に漏らしてはならない。

(6) 警備員は、故意又は過失により第三者に損害を与えたときは、その賠償責任を負うものとする。

(7) 警備員として業務に支障があると発注者が認めた場合は、受注者は警備員を変更するものとする。

4. 警備体制及び業務内容

(1) 警備体制(配置場所、期間、時間及び人数)

本業務は、常駐警備を基本とし、警備員の配置場所、期間、時間及び人数は下表のとおりとする。各業務日の配置人数は、(別紙 2) 令和 8 年度「奈良公園ぐるっとバス」運行日・警備員配置計画表のとおりとする。ただし、イベント開催日の変更等により配置人数等を変更する場合がある。

配置場所 (別紙 1) 参照	期間	時間	人数
①大仏殿前駐車場出入口付近	奈良公園ぐるっとバス運行日 (137 日)	10:00～ 17:30	2 人 (交代要員無し)
②氷室神社付近の横断歩道	5 月 2 日～5 月 6 日のうち 1 日	10:00～ 17:30	1 人 (交代要員無し)
③遊撃	4 月 25 日～5 月 6 日の奈良公園ぐるっとバス運行日 (12 日) 及び 10 月 24 日～11 月 9 日の奈良公園ぐるっとバス運行日 (17 日)	10:15～ 17:45	2 人 (交代要員無し)
	奈良公園ぐるっとバス運行日 (4 月 25 日～5 月 6 日及び 10 月 24 日～11 月 9 日の奈良公園ぐるっとバス運行日を除く) (108 日)	10:15～ 17:45	1 人 (交代要員無し)

(2) 業務内容

①大仏殿前駐車場出入口付近

- ・入退場車両の誘導

※大仏殿前駐車場は、奈良公園ぐるっとバスの他に奈良での宿泊者又は身障者用の一般車両(自家用車、観光バス含む)等も利用できるため、すべて適切に誘導すること。なお、大仏殿駐車場管理者から指示があった場合は従うこと。

- ・出入口周辺における不法駐停車防止の対応
- ・車両の滞留が確認されたタイミング等で歩行者をまとめて横断させる誘導
- ・歩行者の安全確保

②氷室神社付近の横断歩道

- ・車両の滞留が確認されたタイミング等で歩行者をまとめて横断させる誘導
- ・歩行者の安全確保

③遊撃

- ・配置人数が 2 人の場合は、主な配置場所を 1 人は①大仏殿前駐車場出入口付近、1 人は手向山八幡宮・二月堂前バス停留所付近とする。
- ・配置人数が 1 人の場合は、主な配置場所を手向山八幡宮・二月堂前バス停留所付近とする。
- ・手向山八幡宮・二月堂前バス停留所付近においては、不法駐停車防止の対応及び歩行者の安全確保をすること。

- ・春日大社駐車場閉場時間（3月～10月 17:30 閉場、11月～2月 16:30 閉場）に奈良公園ぐるっとバスが到着した際に、駐車場内へ入場できるよう侵入防止柵等を除ける対応をすること。
- ・なお、状況に応じて配置場所は柔軟に対応すること。（各配置における警備員の休憩時の代員対応、人員不足時の応援要員、発注者から指示があった場合等）

○その他留意事項

- ・特異事案が発生した場合、連絡、報告及び対応を行うこと。
- ・台風・強風時は、必要に応じて警備に係る物品の撤収にあたること。
- ・奈良公園ぐるっとバスの最終便発車後は、付近の清潔保持状況を確認し、ゴミ拾い等配置場所の環境美化に努めること。
- ・仕様書記載以外の軽微な事案については適宜対応すること。
- ・奈良公園ぐるっとバス運行事業者との連絡体制については発注者の指示に従い、互いに協力してバスの安全で円滑な運行に努めることとする。
- ・その他、重大な事件・事故に直面時は、上記の業務区分に関係なく、それぞれの警備員が関係各所と連携して適宜に臨機な措置を行うこととする。
- ・奈良公園内の道路混雑状況等に応じて、協議のうえ、①～③に限らず、警備員の配置箇所を変更できるものとする。

5. 警備員の装具

警備員は、本業務を実施するにあたり、通信用無線機を常時携帯すること。

6. 職務規律

- (1) 受注者は、警備員に制服及び制帽、腕章を着用させ、氏名を明示し、警備員であることを明瞭にさせなければならない。
- (2) 奈良公園周辺は多くの観光客が訪れることから、受注者は週1回以上現場巡回を行い、制服の色褪せ、汚れの点検を行い適時制服の交換をすること。また、点検結果は月1回発注者に報告すること。なお、現場巡回に係る費用は受注者の負担とする。
- (3) 警備員は、勤務中の対応は適切に努め、粗暴な言葉遣いや態度で相手に不快感を与えないように注意しなければならない。発注者が受注者の業務改善が必要と認めた場合には、業務改善の指導に従うこと。

7. その他

- (1) 警備責任者は、各月の警備担当者勤務予定表を前月中に作成し、前月末日までに提出すること。4月の警備担当者勤務予定表は、4月3日（金）までに提出すること。
- (2) 警備員指導教育責任者は、発注者及び警備責任者の意見を聴取したうえで交通誘導、警備方法等の警備計画書を作成すること。また、警備責任者は警備計画書に基づき警備員に対する警備指令書を作成し指揮を行うこと。なお、警備計画書及び警備指令書の作成に係る費用は受注者の負担とする。警備員は警備法上の研修を受けるとともに、警備責任者の指導のもと定期的に警備の技能向上のため、訓練を受けるものとする。
- (3) 毎月、前月の警備状況を報告書とともに報告すること。3月の報告書は3月末日までに報告すること。なお、報告書では、警備責任者を明示すること。また、喫緊な場合は、遅滞なく発注

者に口頭報告すること。

- (4) 事故発生時には、迅速かつ適切な処置を講ずるとともに、発注者及び事態に応じて関係各官公署に連絡し、協力して事態の処理に当たり、その後速やかに事故発生報告書を提出すること。
- (5) 受注者は、警備員について、労働基準法等関係法令に従い、適切に労働時間の管理を行うこと。
- (6) 令和9年4月以降は本業務とは別に発注予定のため、令和9年4月以降の受注者が決まり発注者から指示があった場合は、委託期間終了までに、業務内容等を十分に引き継ぎ、交代時に業務に混乱が生じないように努めること。